

申請に対する処分及び不利益処分一覧表

整理番号	部	課	係	処分区分 (申請/不利益)	処分の概要	根拠区分 (法令/例規)	法令/例規名称	根拠条項	備考
1	建設部	都市整備課	都市計画係	申請	市営住宅入居者の決定	例規	上天草市営住宅条例	第24条第2項	
2	建設部	都市整備課	都市計画係	申請	社会福祉法人等による市営住宅の使用許可	例規	上天草市営住宅条例	第58条	
3	建設部	都市整備課	都市計画係	申請	市営住宅共同駐車場の使用許可	例規	上天草市営住宅条例	第69条	
4	建設部	都市整備課	都市計画係	申請	カントリーパーク花海好における行為等の許可	例規	上天草市カントリーパーク花海好条例	第8条	
5	建設部	都市整備課	都市計画係	申請	カントリーパーク花海好の使用料の減免	例規	上天草市カントリーパーク花海好条例	第17条	
6	建設部	都市整備課	都市計画係	不利益	特定空家等に対する措置に係る過料	法令	空家等対策の推進に関する特別措置法	第16条	
7	建設部	都市整備課	都市計画係	不利益	市営住宅の入居決定の取消し	例規	上天草市営住宅条例	第26条第4項	
8	建設部	都市整備課	都市計画係	不利益	社会福祉法人等による市営住宅の使用許可の取消し	例規	上天草市営住宅条例	第64条	
9	建設部	都市整備課	都市計画係	不利益	市営住宅共同駐車場使用許可の取消し	例規	上天草市営住宅条例	第74条	
10	建設部	都市整備課	都市計画係	不利益	市営住宅の不正行為に係る過料	例規	上天草市営住宅条例	第78条	
11	建設部	都市整備課	都市計画係	不利益	カントリーパーク花海好内における行為等の許可の取消し	例規	上天草市カントリーパーク花海好条例	第11条	
12	建設部	都市整備課	都市計画係	不利益	カントリーパーク花海好の使用料の徴収	例規	上天草市カントリーパーク花海好条例	第15条	
13	建設部	都市整備課	都市計画係	不利益	カントリーパーク花海好における行為等の違反に係る過料	例規	上天草市カントリーパーク花海好条例	第19条	

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間(個票)

所管部署:建設部 都市整備課

審査基準/標準処理期間

許認可等の名称	市営住宅入居者の決定
処分権者	市長
根拠区分	例規
根拠規定	上天草市営住宅条例第24条第2項
基準規定	上天草市営住宅条例第21条第1項・第2項、第24条第1項～第5項
審査基準	<p>(入居者の資格)</p> <p>第21条 市営住宅に入居することができる者は、法第40条第1項の規定の適用を受ける場合を除き、次の各号(被災市街地復興特別措置法(平成7年法律第14号)第21条に規定する被災者等にあつては第3号及び第4号)に掲げる条件を具備する者でなければならない。</p> <p>(1) その者の収入がア、イ又はウに掲げる場合に並び、それぞれア、イ又はウに定める金額を超えないこと。</p> <p>ア 特に居住の安定を図る必要がある場合として次項に規定する場合 214,000円</p> <p>イ 市営住宅が、法第8条第1項若しくは第3項若しくは激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律(昭和37年法律第150号)第22条第1項の規定により国の補助に係るもの又は法第8条第1項各号のいずれかに該当する場合において市長が災害により滅失した住宅に居住していた低額所得者に転貸するため借り上げたものである場合 214,000円</p> <p>ウ ア及びイに掲げる場合以外の場合 158,000円</p> <p>(2) 現に住宅に困窮していることが明らかな者であること。</p> <p>(3) その者及び現に同居し、又は同居しようとする親族が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成30年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)でないこと。</p> <p>(4) 市町村民税及び使用料等を滞納していない者であること。</p> <p>2 法第23条第1項第1号イに規定する条例で定める場合は、次の各号のいずれかに該当する場合とする。ただし、身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることができず、又は受けることが困難であると認められる場合を除く。</p> <p>(1) 入居者又は同居者にアからオまでのいずれかに該当する者がある場合</p> <p>ア 障害者基本法(昭和45年法律第84号)第2条に規定する障害者でその障害の程度が次に定める程度であるもの</p> <p>(ア) 身体障害 身体障害者福祉法施行規則(昭和25年厚生省令第15号)別表第5号の1級から4級までのいずれかに該当する程度</p> <p>(イ) 精神障害(知的障害者を除く。以下同じ。) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令(昭和25年政令第155号)第6条第3項に規定する1級から3級までのいずれかに該当する程度</p> <p>(ウ) 知的障害 (イ)に規定する精神障害の程度に相当する程度</p> <p>イ 戦傷病者特別援護法(昭和38年法律第168号)第2条第1項に規定する戦傷病者で、その障害の程度が恩給法(大正12年法律第48号)別表第1号表ノ2の特別項症から第6項症まで又は同法別表第1号表ノ3の第1款症の者</p> <p>ウ 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律(平成6年法律第117号)第11条第1項の規定による厚生労働大臣の認定を受けている者</p> <p>エ 海外からの引揚者で本邦に引き揚げた日から起算して5年を経過していないもの</p> <p>オ ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律(平成13年法律第63号)第2条に規定するハンセン病療養所入所者等</p> <p>(2) 入居者が60歳以上の者であり、かつ、同居者のいずれもが60歳以上又は18歳未満の者である場合</p> <p>(3) 同居者に小学校就学の始期に達するまでの者がある場合</p> <p>(4) 被災市街地復興特別措置法(平成7年法律第14号)第21条に規定する被災者等である場合</p> <p>(入居者の選考及び決定)</p> <p>第24条 入居の申込みをした者の数が入居させるべき市営住宅の戸数を超える場合の入居者の選考は、次の各号のいずれかに該当する者のうちから行う。</p> <p>(1) 住宅以外の建物若しくは場所に居住し、又は保安上危険若しくは衛生上有害な状態にある住宅に居住している者</p> <p>(2) 他の世帯と同居して著しく生活上の不便を受けている者又は住宅がないため親族と同居することができない者</p> <p>(3) 住宅の規模、設備又は間取りと世帯構成との関係から衛生上又は風教上不適当な居住状態にある者</p> <p>(4) 正当な事由による立退きの要求を受け、適当な立ち退き先がないため困窮している者(自己の責に帰すべき事由に基づく場合を除く。)</p> <p>(5) 住宅がないために勤務場所から著しく遠隔の地に居住を余儀なくされている者又は収入に比して著しく過大な家賃の支払を余儀なくされている者</p> <p>(6) 前各号に該当する者のほか現に住宅に困窮していることが明らかな者</p> <p>2 市長は、前項各号に規定する者について住宅に困窮する実情を調査し、住宅に困窮する度合いの高い者から入居者を決定する。</p> <p>3 前項の場合において住宅困窮順位の定め難い者については、公開抽せんにより入居者を決定する。</p> <p>4 第2項に規定する住宅困窮度の判定基準は、市長が別に規則で定める入居者選考委員会の意見を聴いて定める。</p> <p>5 市長は、第1項に規定する者のうち、20歳未満の子を扶養している寡婦、引揚者、炭鉱離職者、老人、心身障害者又は生活環境の改善を図るべき地域に居住する者で市長が定める要件を備えている者及び市長が定める基準の収入を有する低額所得者で速やかに市営住宅に入居することを必要としている者については、第2項から前項までの規定にかかわらず、市長が割当てをした市営住宅に優先的に選考して入居させることができる。</p>
標準処理期間	14日
更新日	平成29年3月24日

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間(個票)

所管部署:建設部 都市整備課

審査基準/標準処理期間

許認可等の名称	社会福祉法人等による市営住宅の使用許可
処分権者	市長
根拠区分	例規
根拠規定	上天草市営住宅条例第58条
基準規定	上天草市営住宅条例第58条
審査基準	<p>(使用許可)</p> <p>第58条 市長は、社会福祉法人その他厚生省令・建設省令(平成8年厚生省・建設省令第1号)第2条に規定する者(以下「社会福祉法人等」という。)が市営住宅を使用して同省令第1条に規定する事業(以下「社会福祉事業等」という。)を行うことが必要であると認める場合においては、当該社会福祉法人等に対して、市営住宅の適正かつ合理的な管理に著しい支障のない範囲内で、市営住宅の使用を許可することができる。</p> <p>2 市長は、前項の許可に条件を付することができる。</p>
標準処理期間	14日
更新日	平成29年3月24日

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間(個票)

所管部署:建設部 都市整備課

審査基準/標準処理期間

許認可等の名称	市営住宅共同駐車場の使用許可
処分権者	市長
根拠区分	例規
根拠規定	上天草市営住宅条例第69条
基準規定	上天草市営住宅条例第67条
審査基準	<p>(使用者の資格)</p> <p>第67条 駐車場を使用する者は、次に掲げる条件を具備する者でなければならない。</p> <p>(1) 市営住宅の入居者又は同居者であること。</p> <p>(2) 入居者又は同居者が自ら使用するため駐車場を必要としていること。</p> <p>(3) 駐車場の使用料を支払うことができること。</p> <p>(4) 第57条第1項第1号から第6号までのいずれの場合にも該当しないこと。</p>
標準処理期間	14日
更新日	平成29年3月24日

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間(個票)

所管部署:建設部 都市整備課

審査基準/標準処理期間

許認可等の名称	カントリーパーク花海好における行為等の許可
処分権者	市長
根拠区分	例規
根拠規定	上天草市カントリーパーク花海好条例第8条
基準規定	上天草市カントリーパーク花海好条例第3条、第5条、第8条
審査基準	<p>(行為の制限)</p> <p>第3条 公園において、次に掲げる行為をしようとする者は、市長の許可を受けなければならない。</p> <p>(1) 行商、募金活動その他これらに類する行為をすること。</p> <p>(2) 業として写真又は映画撮影を行うこと。</p> <p>(3) 興行を行うこと。</p> <p>(4) 競技会、展示会、集会その他これらに類する催しのために公園の全部又は一部を独占して利用すること。</p> <p>(利用の禁止又は制限)</p> <p>第5条 市長は、公園の損壊その他の理由により、その利用が危険であると認められる場合又は公園に関する工事のため、やむを得ないと認められる場合においては公園を保全し、又はその利用者の危険を防止するため、区域を定めて公園の利用を禁止し、又は制限することができる。</p> <p>2 公の秩序若しくは善良な風俗を乱すおそれがあるとき、又は暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団及び同条第6号に規定する暴力団員の利益になると認められるときは、利用を禁止することができる。</p> <p>(公園施設の設置等)</p> <p>第7条 公園において、公園施設を設置、又は管理しようとするときは、市長の許可を受けなければならない。</p> <p>(許可)</p> <p>第8条 市長は第3条、第6条及び第7条に規定する申請書の提出があったとき、その内容が公衆の公園の利用及び公園の管理上に支障を及ぼさないと認める場合に限り、許可を与えることができる。この場合、管理上必要な範囲内で条件を付することができる。</p>
標準処理期間	7日
更新日	平成29年3月24日

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間(個票)

所管部署:建設部 都市整備課

審査基準/標準処理期間

許認可等の名称	カントリーパーク花海好の使用料の減免
処分権者	市長
根拠区分	例規
根拠規定	上天草市カントリーパーク花海好条例第17条
基準規定	上天草市カントリーパーク花海好条例第17条
審査基準	(使用料の減免) 第17条 市長は、公益上その他特別の理由があると認める場合においては、使用料を減額し、又は免除することができる。
標準処理期間	7日
更新日	平成29年3月24日

不利益処分の処分基準(個票)

所管部署:建設部 都市整備課

処分基準/聴聞・弁明手続

不利益処分の名称	特定空家等に対する措置に係る過料
処分権者	市長
根拠区分	法令
根拠規定	空家等対策の推進に関する特別措置法第16条
基準規定	空家等対策の推進に関する特別措置法第16条
処分基準	<p>(過料)</p> <p>第16条 第14第3項の規定による市町村長の命令に違反した者は、50万円以下の過料に処する。</p> <p>2 第9条第2項の規定による立入調査を拒み、妨げ、又は忌避した者は、20万円以下の過料に処する。</p>
聴聞・弁明手続	弁明
更新日	平成29年3月24日

不利益処分の処分基準(個票)

所管部署:建設部 都市整備課

処分基準/聴聞・弁明手続

不利益処分の名称	市営住宅の入居決定の取消し
処分権者	市長
根拠区分	例規
根拠規定	上天草市営住宅条例第26条第4項
基準規定	上天草市営住宅条例第26条第4項
処分基準	<p>(住宅入居の手続)                      第26条                      4 市長は、市営住宅の入居決定者が第1項又は第2項に規定する期間内に第1項の手続をしないときは、市営住宅の入居の決定を取り消すことができる。</p>
聴聞・弁明手続	聴聞
更新日	平成29年3月24日

不利益処分の処分基準(個票)

所管部署:建設部 都市整備課

処分基準/聴聞・弁明手続

不利益処分の名称	社会福祉法人等による市営住宅の使用許可の取消し
処分権者	市長
根拠区分	例規
根拠規定	上天草市営住宅条例第64条
基準規定	上天草市営住宅条例第64条
処分基準	<p>(使用許可の取消し)</p> <p>第64条 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合において、市営住宅の使用許可を取り消すことができる。</p> <p>(1) 社会福祉法人等が使用許可の条件に違反したとき。</p> <p>(2) 市営住宅の適正かつ合理的な管理に支障があると認めるとき。</p>
聴聞・弁明手続	聴聞
更新日	平成29年3月24日

不利益処分の処分基準(個票)

所管部署:建設部 都市整備課

処分基準/聴聞・弁明手続

不利益処分の名称	市営住宅共同駐車場使用許可の取消し
処分権者	市長
根拠区分	例規
根拠規定	上天草市営住宅条例第74条
基準規定	上天草市営住宅条例第74条
処分基準	<p>(使用許可の取消し)</p> <p>第74条 市長は、使用者が次の各号のいずれかに該当する場合において、駐車場の使用許可を取り消し、又はその明渡しを請求することができる。</p> <p>(1) 不正の行為により使用許可を受けたとき。</p> <p>(2) 使用料を3か月以上滞納したとき。</p> <p>(3) 駐車場又はその附帯する設備を故意に損傷したとき。</p> <p>(4) 正当な事由によらないで15日以上駐車場を使用しないとき。</p> <p>(5) 第67条に規定する使用者資格を失ったとき。</p> <p>(6) 前各号に該当するほか、駐車場の管理上必要があると認めるとき。</p>
聴聞・弁明手続	聴聞
更新日	平成29年3月24日

不利益処分の処分基準(個票)

所管部署:建設部 都市整備課

処分基準/聴聞・弁明手続

不利益処分の名称	市営住宅の不正行為に係る過料
処分権者	市長
根拠区分	例規
根拠規定	上天草市営住宅条例第78条
基準規定	上天草市営住宅条例第78条
処分基準	<p>(罰則)</p> <p>第78条 入居者が詐欺その他不正の行為により家賃の全部又は一部の徴収を免れたときは、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額(当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。)以下の過料に処する。</p>
聴聞・弁明手続	弁明
更新日	平成29年3月24日

不利益処分の処分基準(個票)

所管部署:建設部 都市整備課

処分基準/聴聞・弁明手続

不利益処分の名称	カントリーパーク花海好内における行為等の許可の取消し
処分権者	市長
根拠区分	例規
根拠規定	上天草市カントリーパーク花海好条例第11条
基準規定	上天草市カントリーパーク花海好条例第11条
処分基準	<p>(監督処分)</p> <p>第11条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者に対して、この条例の規定による許可を取り消し、その効力を停止し、若しくはその条件を変更し、又は行為の中止、原状の回復若しくは公園からの退去を命ずることができる。</p> <p>(1) この条例の規定又はこの条例の規定に基づく処分に違反している者</p> <p>(2) 第8条の規定による許可に付した条件に違反している者</p> <p>(3) 偽りその他不正の手段により、この条件による許可を受けた者</p> <p>2 市長は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、この条例の規定による許可を受けた者に対し、前項に規定する処分をし、又は同項に規定する必要な措置を命ずることができる。</p> <p>(1) 公園の工事のためやむを得ない必要が生じた場合</p> <p>(2) 公園の保全又は公衆の公園の利用に著しい支障が生じた場合</p> <p>(3) 公園の管理上の理由以外の理由に基づく公益上やむを得ない必要が生じた場合</p>
聴聞・弁明手続	聴聞
更新日	平成29年3月24日

不利益処分の処分基準(個票)

所管部署:建設部 都市整備課

処分基準/聴聞・弁明手続

不利益処分の名称	カントリーパーク花海好の使用料の徴収
処分権者	市長
根拠区分	例規
根拠規定	上天草市カントリーパーク花海好条例第15条
基準規定	上天草市カントリーパーク花海好条例第15条
処分基準	<p>(使用料) 第15条 第8条の許可を受けた者は、別表に掲げる額の使用料を納付しなければならない。</p> <p>● 別表</p> <p>○ 許可を受けて次の行為をする場合の使用料</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 行商、募金活動その他これに類する行為 1人1日につき 200円</li> <li>・ 業として行う写真の撮影 1人1日につき 200円</li> <li>・ 業として行う映画の撮影 1日につき 4,000円</li> <li>・ 興行 1日につき 4,000円</li> <li>・ 競技会、展示会、集会その他これに類する催しのための利用 1日につき 2,000円</li> </ul> <p>○ 許可を受けて占有する場合の使用料</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 電柱 1本1年につき 820円</li> <li>・ 電話柱 1本1年につき 740円</li> <li>・ 支線柱 1本1年につき 370円</li> <li>・ 上下水道管、ガス管等 外径が0.2メートル未満 長さ1メートルにつき1年 50円          外径が0.2メートル以上0.4メートル未満 長さ1メートルにつき1年 100円          外径が0.4メートル以上1.0メートル未満 長さ1メートルにつき1年 200円          外径が1.0メートル以上 長さ1メートルにつき1年 300円</li> <li>・ 郵便差出箱、公衆電話所、警察署の派出所及び観測施設 1平方メートルにつき1年 520円</li> <li>・ 看板・標識等 一時的に設けるもの 表示面積が1平方メートルにつき1月 110円</li> <li>・ 看板・標識等 その他のもの 表示面積が1平方メートルにつき1年 1,100円</li> <li>・ 興行、展示会、その他これらに類する催しのため設けられる仮設工作物 1平方メートルにつき1日 11円</li> <li>・ 鉄塔 1平方メートルにつき1年 1,200円</li> <li>・ その他の占有物件 1平方メートルにつき1年 1,100円</li> </ul> <p>○ 許可を受けて次の行為をする場合の使用料</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 施設を設ける場合 1平方メートルにつき1月 110円</li> <li>・ 施設を管理する場合 1平方メートルにつき1月 220円</li> </ul>
聴聞・弁明手続	適用除外
更新日	平成29年3月24日

不利益処分の処分基準(個票)

所管部署:建設部 都市整備課

処分基準/聴聞・弁明手続

不利益処分の名称	カントリーパーク花海好における行為等の違反に係る過料
処分権者	市長
根拠区分	例規
根拠規定	上天草市カントリーパーク花海好条例第19条
基準規定	上天草市カントリーパーク花海好条例第19条
処分基準	<p>(罰則)</p> <p>第19条 次の各号のいずれかに該当する者は、5万円以下の過料に処する。</p> <p>(1) 第3条の規定に違反して、同条各号のいずれかに掲げる行為をした者</p> <p>(2) 第4条の規定に違反して、同条各号のいずれかに掲げる行為をした者</p> <p>(3) 第11条の規定による市長の命令に違反した者</p> <p>2 詐欺その他不正の行為により使用料の徴収を免れた者は、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額(当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円)以下の過料に処する。</p>
聴聞・弁明手続	弁明手続
更新日	平成29年3月24日